

福祉のひろば



市民講座 介護者サポーター 講座

家族の介護をしている方に寄り添うサポーターを養成する講座です。介護者の孤立問題や傾聴について学びます。

とき 6月4日～25日の毎週木曜日午前10時30分～午後3時（6月4日は午前10時～正午。全4回）

ところ 公民館貫井北分館

講師 島村八重子さん（全国マイケアプランネットワーク代表）、小谷津光子さん（臨床心理士）ほか

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 20人（申込順）

参加費 2千円（テキスト代・茶菓代）

申込 5月18日から、電話、Eメールまたは直接、公民館貫井北分館（☎042-383-3401 ☒k020415@bz04.plala.or.jp）へ。



認知症の方への 介護の方法について 考える集い

認知症の方の食事やお風呂などの介護で拒否されたり、うまくいかない場合の声かけ方法など、認知症を基礎知識

在日外国人等高齢者・障害者福祉 給付金を支給します

在日外国人等の高齢者および障がいのある方で、現在、年金制度上いずれの公的年金も受給できない方を対象に、在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金を申請月から支給します。

- 該当する方は、申請をしてください。
- 対象** 次のすべての条件に該当する方
- ▷ 昭和61年3月31日以前から日本に居住している在日外国人等で、かつ、特別永住者その他これに準ずると市長が認めた方
 - ▷ 住民登録により、小金井市に住所を定めた日から1年を経過している方
 - ▷ 公的年金の受給要件を年金制度上満たすことができない方、または公的年金額が月額1万円未満の方
 - ▷ 次の①～③のいずれかに該当する方
- ① 大正15年4月1日以前に生まれた方
 - ② 昭和37年1月1日以前に生まれた方のうち、昭和57年1月1日以前に中度以上の障がい者となった方または同日以降に中度以上の障がい者とな

ったが、その初診日が同日以前にある方

- ③ 昭和22年1月1日以前に生まれた方のうち、昭和57年1月1日～61年3月31日に中度以上の障がい者となった方または昭和61年4月1日以降に中度以上の障がい者となったが、その初診日が同日以前にある方

▷ 次の①・②のいずれにも該当しない方

- ① 小金井市以外の地方公共団体または国から、同様の趣旨の手当等を受けている方（給付金等の額が1万円未満の方を除く）
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている方

給付金額 1万円（月額）

※ ほかの手当等を受けている方は、その差額を支給します。

申請方法 申請書（地域福祉課で配布）に必要書類を添付し、申請してください。

問合せ先 地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915）

まなぶ・語る・つながる 家族の会

認知症の方への関わり方のヒントを、施設での介護実践をもとに紹介します。

なお、介護が必要な方がいる、参加が難しい方はご相談

東日本大震災被災児に見舞金を支給します

社会福祉協議会では、東日本大震災により市内に避難している中学生以下の児童に対して、見舞金を支給します。

とき 6月6日（土）午後1時～3時

ところ 小金井ひがし地域包括支援センター

定員 15人（申込順。介護者を優先）

申込 5月15日から、同センター（☎042-386-6514）へ。



善意の輪

社会福祉協議会取扱分

- ◎3月分
- 【一般寄附】
- ▽3万円⇨小金井市ダンススポーツ連盟
- ▽2万5千円⇨翁味会
- ▽5千円⇨多摩友の会
- ▽5千円⇨匿名
- 【特定寄附】
- ◆交通災害等遺児のために
- ▽699円⇨美容健康婦人の会
- ◆バス購入のために
- ▽8千920円⇨小金井三宅島友好協会
- ▽4千254円⇨小金井史談会

補助の対象となる福祉サービスの種類および補助金額

区分	福祉サービスの種類	補助金額
高齢系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）、居宅介護支援、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、経営支援事業対象外のみ）、介護老人保健施設	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額の3分の2（上限30万円）
	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（※）、定期巡回・随時対応型訪問介護、複合型サービス	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額（上限60万円）
障害系	居宅介護、短期入所、障害児通所支援	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額の3分の2（上限30万円）
子ども家庭系	認可保育所	1事業所につき、福祉サービス第三者評価の受審費用総額（上限60万円）
	認証保育所A型・B型	

※ 東京都が定める自己評価および外部評価の実施方針により、原則毎年受審すべきとされていたものが、2年に1回とすることができるケースがあります。

福祉サービス 第三者評価受審費の 一部を補助します

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を予算の範囲内で補助します。

福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、（公財）東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/) などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者が事業改善のために活用されます。

詳しくは、係までお問い合わせください。

対象 市内に福祉サービスを提供する事業者があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

補助内容 左表のとおり

申請方法 6月17日までに、所定の申請書（地域福祉課で配布）に必要書類を添付し、申請してください。

問合せ先 地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915）

シルバー 人材センター

会員を募集中

シルバー人材センターは、就業を希望する原則60歳以上の方に、臨時的・短期的な就業の機会を提供し、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り、活力ある地域社会づくりを担うために設置された公益法人で、法律に基づき活動しています。

全国の約8割を超える地域で、約80万人の多くの高齢者の方が、この事業に参加し、幅広い分野で活躍し地域社会で生き生きと仕事をしています。

小金井市の会員数は、千12人（平成27年4月1日現在）で、市の60歳以上人口に占める会員の割合は3.8%です。都平均の2.3%を大きく上回り、人口10万人以上の都市では、東京都で上位の入会率を誇っています。また、前年度の受託事業収入は4億9千100万円に達しました。

働くことが適度な運動となり、健康の維持や介護予防の効果も高めています。あなたも、地域のために生き生きと働いてみませんか。

【会員の就業による収入状況】

センターで就業した場合は、就業規約に基づいて配分金（報酬）が支払われます。

センターの就業は、毎月一定の額を保証する（雇用による給料）ものではありません。そのため、配分金の収入によって年金が減額されることはありません。

センターで就業した会員の年間平均配分金はおおよそ35万円でした。

【対象】

市内在住で原則60歳以上の健康で働く意欲があり、シルバー人材センターの趣旨に賛同していただける方

【入会方法】

毎月第1・2木曜日（祝日を除く）に開催する入会説明会に参加し、第3木曜日の入会手続説明会を受講してください。いずれも午前10時までにご来所ください。

【主な仕事例】

管理分野	駐輪場、集会施設、運動施設
サービス分野	広報配布、家事援助、子育て支援
技能分野	植木手入、ふすま・障子張替、出張ヘアカット、リビングサポート（家庭内簡易修理、家具転倒防止金具取付、住宅用火災警報器取付）
一般作業分野	除草、屋内・外清掃、植木の水やり
事務分野	毛筆筆耕、事務補助
技術分野	学習教室教師、各種講座講師、経理事務、パソコン指導、和服・洋服リフォーム、着物着付、手工芸品作製

問合せ先 シルバー人材センター（貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141）